二　その他東日本大震災（震災特別法第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。）による被害を受けた支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第二十三項に規定する支給決定障害者等をいう。）について、同法第十九条第一項に規定する介護給付費等を支給する市町村（特定被災地方公共団体を除く。）

（独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第五号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスの一部改正）

第八条　独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第五号に規定する厚生労働大臣が定めるサービス（平成二十四年厚生労働省告示第三百二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二条第五号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第二項の居宅介護、同条第三項の重度訪問介護、同条第七項の生活介護、同条第八項の短期入所、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援、同条第十四項の就労継続支援、同条第十五項の就労定着支援、同条第十六項の自立生活援助又は同条第十七項の共同生活援助とする。	独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二条第五号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第二項の居宅介護、同条第三項の重度訪問介護、同条第七項の生活介護、同条第八項の短期入所、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援、同条第十四項の就労継続支援又は同条第十五項の共同生活援助とする。

（良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針の一部改正）

第九条　良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成二十六年厚生労働省告示第六十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一　（略） 一　（略） 二　（略） 1　（略） 2　病院内で精神障害者の退院支援に関わる者は、精神障害者に必要な情報を提供した上で、精神障害者本人の希望等も踏まえながら、できる限り早い段階から地域の相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項に規定する相談支援専門員及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）や介護支援専門員（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第五項に規定する介護支援専門員をいう。）等と連携しつつ、精神障害者に対する働きかけを行うとともに、精神障害者が地域で生活するための必要な環境整備を推進する。 3　（略） 三～七　（略） 第二　（略） 一～六　（略） 七　（略） 1　（略）	第一　（略） 一　（略） 二　（略） 1　（略） 2　病院内で精神障害者の退院支援に関わる者は、精神障害者に必要な情報を提供した上で、精神障害者本人の希望等も踏まえながら、できる限り早い段階から地域の相談支援専門員や介護支援専門員等と連携しつつ、精神障害者に対する働きかけを行うとともに、精神障害者が地域で生活するための必要な環境整備を推進する。 3　（略） 三～七　（略） 第二　（略） 一～六　（略） 七　（略） 1　（略）